

令和元年5月28日（火）午後7時から
国立市役所北庁舎 第7会議室

第1回 国立市子ども総合計画審議会 次第

1. 開会
2. 諮問
3. 事務局の紹介
4. 今年度の諮問内容について
5. 子ども・子育て支援事業計画の概要について
6. 子ども・子育て支援事業計画に伴う各課ヒアリング結果についての審議
7. 「国立市子ども総合計画審議会」スケジュール説明
8. 閉会

◆配布資料

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 資料 No. 1 | 第二期 国立市子ども子育て支援事業計画の策定にあたって（案） |
| 資料 No. 2 | 子ども・子育て支援事業計画 13 項目ヒアリングシート |
| 資料 No. 3 | 「国立市子ども総合計画審議会」の今後のスケジュール |
| 資料 No. 4 | 国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書 |
- ※資料No.4 は、審議会当日に配布いたします。

第二期 国立市子ども子育て支援事業計画の策定にあたって（案）

1 計画策定の背景と目的

国立市では、平成 15 年に「国立市子ども総合計画」を策定し、その下位計画（アクションプラン）として平成 17 年に次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画（前期）」を、平成 22 年には「次世代育成支援対策行動計画（後期）」を策定しました。さらに平成 23 年には「第二次国立市子ども総合計画」を策定しました。

国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然として解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められ、「次世代育成支援対策推進法」における行動計画終了後の対策を見据え、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、これに基づき、新たな子育て支援の仕組みとして、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。この新制度は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指したものです。

子ども・子育て関連 3 法の一つ、子ども・子育て支援法では、地方公共団体の義務として、5 年を 1 期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、国立市においても、平成 27 年 3 月に「国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。さらに、平成 28 年 3 月には、地域を挙げて、社会全体で子どもとその家庭を支援する総合的な計画として「第三次国立市子ども総合計画」を策定しております。

現在の「国立市子ども・子育て支援事業計画」は平成 31 年度（令和元年度）を終期とすることから、令和 2 年度から 6 年度までの 5 か年を計画期間とした「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

国立市では、子ども総合計画や子ども・子育て支援事業計画に基づき、複数の保育園を新設し、また定員を増やすなどし、待機児童の解消を図ってきましたが、共働き家庭やひとり親家庭等の増加、また保育園の新設そのものが潜在的な需要を喚起する要因にもなり、待機児童の解消には至っていないことから、本計画に基づき、保育の量的拡大と質の確保に総合的に取り組み、より一層の待機児童の解消を図っていきます。

※現在、国がⅠ期～Ⅱ期の予定に向けた方針（指針）等を作成中ですので、追ってご連絡します。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援新制度の元となる3つの法律は、合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

(3) 制度の主な内容

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどにより、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。

2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、認可保育所（園）、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

3. 地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

(4) 給付・支援事業について

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付

・施設型給付

認定こども園・幼稚園（※１）・認可保育所（※２）

・地域型保育給付

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

② 子どものための現金給付

・児童手当

※１ 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り私学助成を継続

※２ 私立認可保育所は、現行通り、市町村が認可保育所に委託費を支払う仕組み

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する。
対象の範囲は法定。

①利用者支援

②地域子育て支援拠点事業

③妊婦健康診査

④乳児過程全戸訪問事業

⑤要保護児童等の支援に資する事業（養育支援訪問事業）

⑥子育て短期支援事業

⑦ファミリー・サポート・センター事業

⑧一時預かり事業

⑨時間外保育事業

⑩病児保育事業

⑪放課後児童健全育成事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

3 計画策定の経過

- 子育て中の保護者及び子ども自身の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5 歳）及び就学児童（6～8 歳）の保護者計 2,700 人を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を平成 30 年 11 月 19 日（月）から 12 月 3 日（月）までを調査期間として実施しました。
- 小学校 5 年生及び中学校 2 年生計 600 人を対象として「子どもの育ちに関する意識調査」を、高校 2 年生相当年齢（平成 13 年度生まれ）の子ども 300 人を対象として「若者の生活に関する調査」を、上記と同期間に実施しました。
- 本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、上位計画である国立市子ども総合計画に関する事項を審議する「国立市子ども総合計画審議会」を開催し、計画の内容について審議しました。なお、国立市子ども総合計画審議会は、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成された会議です。
- 計画素案に基づき、令和元年 11 月〇日（〇）から〇月〇日（〇）の期間において、パブリックコメントを募集し、広く市民の皆様からご意見を募りました。

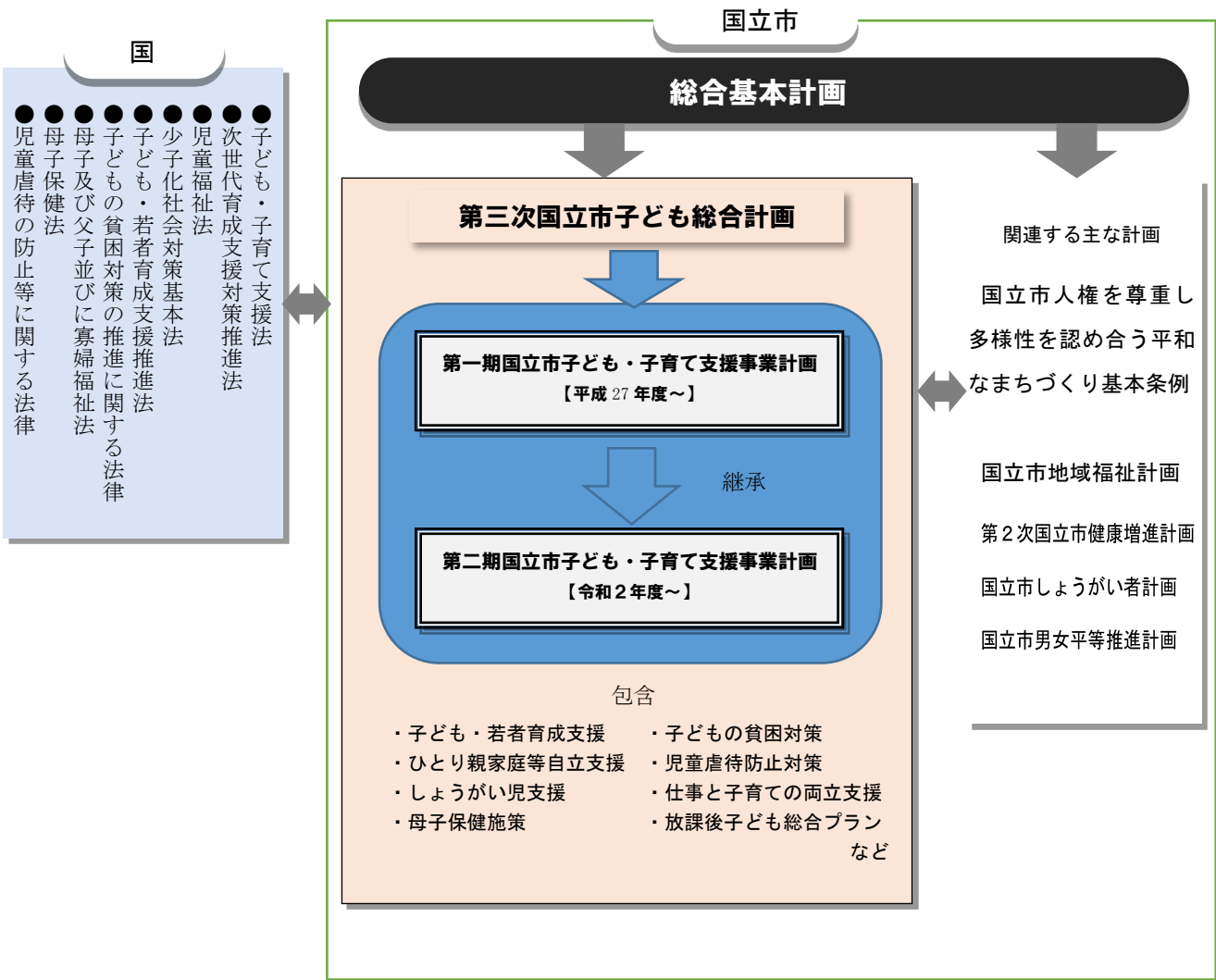
4 計画の対象

本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳までの者としてします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

5 計画の位置づけ

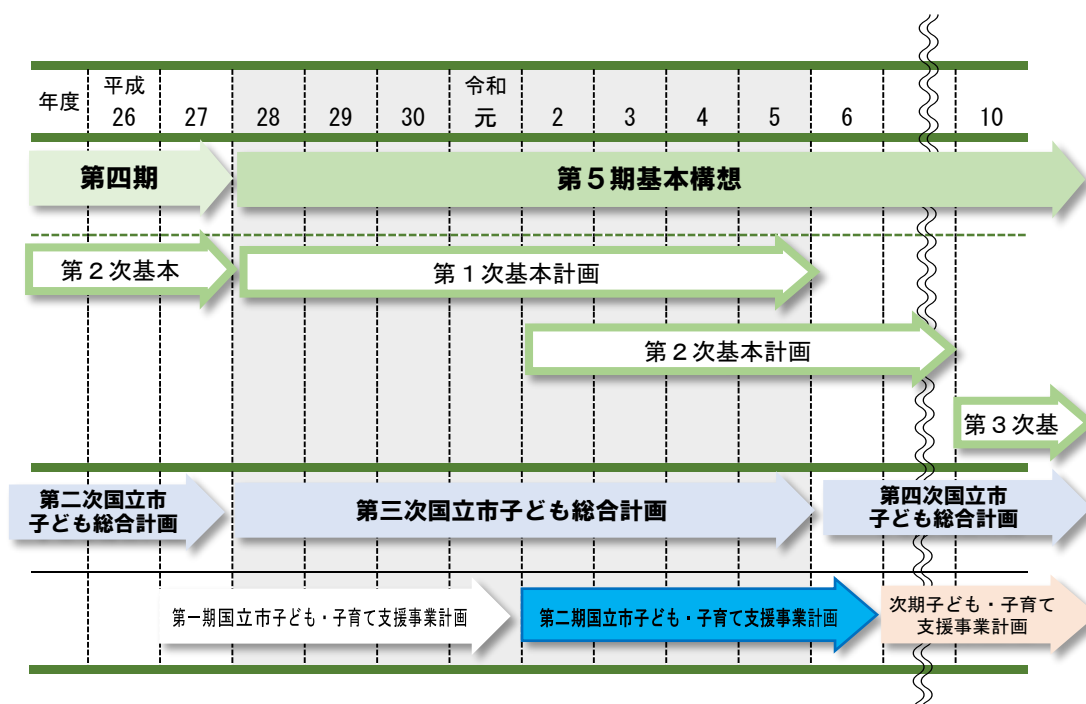
本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

また、「国立市総合基本計画」の下、「国立市子ども総合計画」の下位計画（アクションプラン）として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」としても位置づけ、関連する他の計画と連携を取りながら策定するものです。



6 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法において、地方公共団体の義務として、5 年を 1 期として策定することとされています。本市においても、子ども・子育て支援新制度が始まる平成 27 年度から平成 31 年度までを第 1 期として策定し平成 31 年度（令和元年度）が終期となることから、第 2 期として令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間を計画期間として策定します。



7 第一期計画の評価と第二期計画の方向性

第二期国立市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、第一期計画の評価を行い、そこから見えてくる本市の課題を抽出します。

評価においては、事業推進の視点による「担当課進捗管理」と、利用者等の視点による「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」との双方の視点に基づき整理するとともに、「国立市子ども総合計画審議会」の意見を踏まえ、第一期計画において示した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、評価を行います。

評価から見えてくる本市の課題から、第二期計画の方向性を明確にするものとします。

子ども・子育て支援事業計画担当課名 児童青少年課

※下記の点について、ご記入をお願いします。

不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

(2) 地域子育て支援拠点事業**■本市における事業名**

地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行います。

■確保方策の考え方（現計画）

地域子育て支援拠点事業については、実施場所や回数の増、内容等について既存施設の利用拡大や新設等により、地域の実情に即し体系的に今後検討していきます。

②確保提供量

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		3,565	3,495	3,408	3,347	3,309
②確保提供量		17,482	17,482	17,482	17,482	17,482
②－①		13,917	13,987	14,074	14,135	14,173
施設数		8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

※現計画において確保提供量は充足している記載となっているが、8か所のうち7箇所は週1回の実施であり、また、市内で点在している状況であるため、地域格差や利用しやすい点においては課題がある（詳細は下記）。

□4年間（平成27年～平成31年）の経過（推移）と実施内容**■平成27～29年度**

名称 ① 子ども家庭支援センター内子育てひろば ② 市内学童保育所カンガルーひろば事業（各学童週1回）

実施内容 ① 日時 月～木曜日 午前10時～午後4時（ただし木曜は午後1時まで）

内容 ・0歳から親子で自由に遊べる空間の提供

・手作りおもちゃ・絵本完備、授乳室・ミルク用お湯提供あり

絵本の読み聞かせを実施（第2・4火曜日の午前11時～）

② 日時 木・金曜日 午前10時～11時30分

（木曜：東・中央・矢川学童保育所・北市民プラザ、金曜：南・本町・西学童保育所）

内容 中央・矢川・西学童では、0～1歳の子どもと保護者が、

東・南・本町学童と北市民プラザでは、0～5歳の子どもと保護者が

一緒に遊ぶことができる空間を提供（保育士への相談可能）

国立駅前はどうなっているか？

認知度は？
相談件数は何件くらい？**■平成30年度**

国立駅周辺や南部地域等において地域子育て支援拠点が希薄である状況を受け、

①・②に加え、谷保地域に新設（7月～）

名称 ③ 地域子育て支援拠点事業「つちのこひろば」

実施内容 ③ 日時 水～土曜日 午前10時～午後3時

内容 0歳から親子で自由に遊べる空間の提供

裏面もあります。

保護者同士が相互に交流できる機能あり、授乳・おむつ交換可能
 子育てに関する相談可能

認知度は？
相談件数は？

【曜日別事業】

- 水曜日 子どもの健康に関する講座や、「わらべうた」「えほんのじかん」の企画を実施
- 木曜日 市南部の城山公園周辺で出張広場を実施
- 金曜日 畑を活用した企画を実施
- 土曜日 しょうがい児の歯科指導や離乳食のつくり方等、保護者の学びの企画を実施

■平成31年度
 ①・②・③を継続実施

□ヒアリング内容

【国立市の現状】

地域子育て支援拠点事業の参加者数及び実施回数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育てひろば (子ども家庭支援センター)	参加者数	11,518	11,500	10,594	9,787
	実施回数	294	292	293	292
カンガルーひろば	参加者数	4,990	3,643	3,958	4,017
	実施回数	221	203	217	217
つちのこひろば	参加者数	-	-	-	1,706
	実施回数	-	-	-	131

【課題】

周知による効果の期待値は？

○カンガルーひろば事業について

- ・市民認知が低い（周知不足、類似事業との差別化が明確でない等）
 - 周知徹底の必要性
- ・各週1回実施であり、実施場所・曜日が限定的で拠点性に乏しい
 - 実施回数の増加、実施範囲の拡大等の検討が必要と考えられるが、人員体制等に課題あり

どのような課題か？
課題解消で拡充は図れるか？

○支援拠点事業（全体）について

- ・ニーズ調査結果より、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいと思わない」という回答が64.4%を占めている現状である。

□次年度に向けての方向性

①～③の事業を継続実施する。
 特に②・③について、市民の認知度が低いことが課題としてあることから、周知の強化を図り、認知度を高める。

周知の方法は？
周知不足のみが課題か？

子ども・子育て支援事業計画

担当課名 子育て支援課

※下記の点について、ご記入をお願いします。

不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業

■本市における事業名	
養育支援訪問事業、要保護児童対策協議会	どんな家庭？
■事業の概要	
子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。 要保護児童対策協議会を通じて専門機関の連携強化を図り、支援ネットワークを構築していく事業です。	
■確保方策の考え方（現計画）	
養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業については、ネットワークの構築は出来ているので、今後さらなる機関連携や専門性の強化を図っていきます。	
□4年間（平成27年～平成31年）の経過（推移）と実施内容	
※虐待相談対応状況（別紙）	
H27	「児童虐待防止・対応マニュアル」の作成と関係機関への配布 社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が配置され、以後、実務者会議参加。 子ども家庭支援センターへ児童家庭相談システムが導入される。
H28	実務者会議構成メンバーに児童福祉施設「生長の家神の国寮」、教育委員会教育総務課が追加される。 子ども家庭支援センターに正規職員ワーカー1名、嘱託職員ワーカー1名が増員される。
H29	前年度に作成した、小中学生向け「相談カード」を市内公立小中学校全生徒へ配布。 従来から実施してきた、庁内職員向け研修、保育所保育士向け研修に加え、児童館職員向け研修を開始。 実務者会議にオンブズマン事務局（こども相談員）がオブザーバで参加。
H30	関係機関向け虐待対応リーフレット、市民向けリーフレットを作成。 市民へ虐待の早期発見・早期支援への協力を呼びかけたチラシを作成し、市報に折り込み全戸配布する。
メンバー（CSW、児童福祉施設、教育総務課、オンブズマン事務局）それぞれの増員の意図は？ それぞれを増員した効果は？ 「相談カード」の配布枚数、範囲、実績は？	

裏面もあります。

□ヒアリング内容

【養育支援訪問事業とは】

…養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する（厚労省）

誰がどのように判断するのか？

表面との表現が異なる理由は？

【国立市の養育支援訪問事業の現状】

①専門的相談支援（子ども家庭支援センター職員、保健センター職員、保育心理資格保有のボランティアが実施）
要支援家庭を訪問し、相談や家族間の調整等を行う。

②育児・家事援助（原則、研修を受け登録した市民がサポーターとして実施）

「育児支援サポーター派遣事業（※）」を活用し、要支援家庭をサポート

（※）育児支援サポーター派遣事業：産前から産後6ヶ月の間に15回まで、育児・家事のサポーターを派遣する事業。生保・非課税世帯には利用料助成。

要支援家庭に対しては、通常の利用回数や期間、対象年齢や利用料の枠を超え、サービスを提供可能としている。
（サービスの開始・終了時等に支援方針会議を実施することが必須）

【課題】

・複雑な事情のある家庭の場合、育児・家事援助に協力できるサポーターをみつけるのが困難。

（対象となる家庭によっては、訪問のリスクが高く、サポーターへの負担が大きい）

・対象となる家庭がサポーター等を拒絶

（元々、支援者の関わりに拒否的、サービス利用について消極的である場合が多い）

・対象となる家庭に対する育児・家事援助については、利用が極めて少ない

（対象となる家庭の情報は把握しているが、利用実績が少ない。

専門的相談支援は、専門職がケースワークの流れで適切に実施している）

これらの課題に対しての具体的な手立ては？

（事業実施件数）

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
専門的 相談	家庭数	21	38	35	8	
	支援数	78	48	45	12	
育児・家事 援助	家庭数	3	2	0	0	
	支援数	22	26	0	0	

□次年度に向けての方向性

○関係機関向け虐待対応マニュアルの改訂に向けた準備。

○児童虐待防止推進月間への取り組みに対し、要対協構成機関との連携を検討。

○東京ルール（※）の改正など、児相との連携体制が変わることへの対応。

（※）児童相談所と区市町村間における、情報提供・援助要請・ケースの引継ぎを定めた都独自ルール

○警察と児童虐待対応に関する協定の締結予定。

○養育訪問事業について外部専門機関との連携を検討。

○精神的な不安定さや、対人関係が難しいケースへ利用を促すことが多いため、

精神障害分野の事業所からのヘルパー派遣等を検討

○専門的相談支援についても、助産師や心理士、精神分野の相談員による対応等を検討

子ども・子育て支援事業計画

担当課名 子育て支援課

※下記の点について、ご記入をお願いします。
不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

(6) 子育て短期支援事業

■本市における事業名

ショートステイ事業

■事業の概要

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

■確保方策の考え方（現計画）

ショートステイ事業については、目的に沿った支援内容となる様努めていきます。

②確保提供量

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		61	59	57	56	55
②確保提供量	52	100	100	100	100	100
②－①		39	41	43	44	45

□4年間（平成27年～平成31年）の経過（推移）と実施内容

H28 9月より、申込窓口をショートステイホームおひさまへ一本化、対象年齢を小学校6年生までから
中学3年生までに拡充。利用時間を10時～22時までの利用から、24時間以内に変更。

□ヒアリング内容

【ショートステイ事業とは】

…母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助事業

【国立市のショートステイ事業の現状】

- ・生長の家神の国寮へ委託し、ショートステイホーム「おひさま」にて実施
一般的なアパートを借り上げ、アットホームな雰囲気的环境中で対象者を受け入れている
日帰り型（トワイライトステイ事業）も同事業者へ委託、同一の場所で開催
保育園・学校への送迎あり

原則 定員2名（緊急の場合に限り、4名まで）（兄弟の場合、それぞれを1名ずつ計上）

利用者傾向…小学生児童の利用が中心（中学生の利用は少ない）

中学生が少ないのはなぜ？

（実際の利用者数）

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者数		53	76	106	98	
②確保提供量	52	100	100	100	100	100
②－①		47	24	－6	2	

【課題】

- ・平成28年度以降、利用者数の増加（周知努力、申込み窓口の一本化等）に伴い、事業者の確保提供量を超過する場合あり（トワイライトステイ事業と同時実施により、定員超過傾向にある）
→確保提供量の要増加（協力家庭による受入れ制度の検討、新規事業者の開拓の検討）
- ・スタッフの対応の煩雑化（宿泊型と日帰り型との同時実施、送迎等の対応によるスタッフ調整等）
（現状は利用者の利用日時等の調整、他事業の案内等で対応）
→今後利用希望者が更に増加した場合、受け入れ先のみで対応できなくなる可能性あり
- ・新たなニーズへの対応（母子一体型ショートステイ）

検討状況はどうか？

□次年度に向けての方向性

- 母子一体型ショートステイの検討
- 協力家庭による受入れ制度の検討
- 利用者の増加と宿泊利用、日帰り利用の同時運営による課題対応から実施場所、実施体制の検討。

子ども・子育て支援事業計画

担当課名 子育て支援課

※下記の点について、ご記入をお願いします。
不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

(7) 子育て援助活動支援事業

■本市における事業名						
ファミリー・サポート・センター						
■事業の概要						
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。						
■確保方策の考え方（現計画）						
支援会員の量と質の向上のため、研修を充実していきます。また、スムーズな相互援助活動を進めていくために、支援会員と利用会員に対し、きめ細やかなマッチングを行っていきます。また、 <u>利便性を高めることを目的に、委託も視野に入れていきます。</u>						
この4年間で委託化したのか？						
②確保提供量						
項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		87	88	88	84	81
②確保提供量	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
②－①		2,027	2,026	2,026	2,030	2,033
□4年間（平成27年～平成31年）の経過（推移）と実施内容						
会員数	年度	27	28	29	30	
	支援会員	158	165	169	183	
	利用会員	945	931	943	980	
	両方会員	19	19	18	16	
活 動	活動件数	2,557	2,568	3,514	2,551	
	延べ時間	4,132	4,111	5,186	3,777	

*毎年、支援会員養成研修会を2回実施。支援会員・利用会員の交流会を1回実施。

□ヒアリング内容

【国立市の現状】

平成29年度、利用件数が前年度より約1000件増（利用時間約1000時間増（下記表参考））
（習い事の送迎等、短時間利用の増加）

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実利用者数 （利用会員）	132	120	123	139	
実支援者数 （支援会員）	58	62	67	73	
活動件数	2,557	2,568	3,514		
延べ時間	4,132	4,111	5,186		

1人あたりの件数は？

【課題】

- ・マッチングに時間を要する場合あり
（利用ニーズの時間的集中、回数の多さ、地域性の問題等があり、対応できる支援会員を見つけるのに時間を要する場合がある）
- ・利用までの手続きに時間を要する
手続きの簡略化、ネット手続き等を求める声
→事業の性質上、対面による手続きは必須と考えるため、現状簡略化を検討していない
→「利用会員申込書兼登録書」はHPよりダウンロード可能
- ・利用料金が低い
→市内の類似した事業所の料金設定よりは低額であるが、現状減免制度はない。検討の余地あり。

関係団体との
連携状況は？

類似事業一覧	事業内容	料金／時間
ファミリー・サポート・センター事業		平日・土曜（7時～19時）：820円 平日・土曜（19時～22時）：1,000円 日曜・祝日・年末年始：1,000円
NPO法人ACT くにたち すてっき	在宅支援	平日（8時～18時）：2,200円 平日（6時～8時、18時～22時）：2,500円 土曜・日曜・祝日（6時～22時）：2,500円 深夜・早朝（22時～6時）：3,000円
社会福祉協議会 安心サービス	在宅支援	平日（9時～17時）：1,234円 土曜・日曜・祝日：1,338円 （利用した月に限り）連絡調整日：1,131円
国立市シルバー人材センター	依頼者宅での見守り 保育園の送迎等	平日・土曜（8時～18時）：1,080円 日曜・祝日（8時～18時）：1,232円 時間外：616円（／30分）

- ・サービス内容がわかりにくいとの声
→現在は利用者宅に限定せず、サポーター宅での実施も可能になった。
このことを知らない利用者があることを踏まえ、周知強化は必要。

□次年度に向けての方向性

- 隣接市との支援会員研修者の相互受け入れに関する検討。
- 育児支援サポーター派遣事業サポーター養成講座との合同開催の検討。

□参考（ニーズ調査 自由記述）

- ・ファミサボや一時保育等、前もって予約しないと利用できない。料金も高い。何人も子供がいると高がつく。一家族単位の値段ならいいのに…。
- ・支援の内容がわからない。問い合わせ先もわからない。
- ・ファミリーサポートを利用したいが、事前にやる事が多くて、なかなか進まない。

子ども・子育て支援事業計画

担当課名 子育て支援課

※下記の点について、ご記入をお願いします。
不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

(8-2) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

■本市における事業名

一時預かり事業（預かり保育以外）

■事業の概要

一時保育事業

日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業です。

ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かりを希望する利用会員（保護者）と、援助を行う提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

トワイライトステイ

保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業です。

■確保方策の考え方（現計画）

一時預かり事業については、1 施設増やすことで、確保していきます。預かり人数については 6 人以上とします。また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、民間委託を視野に入れながら供給を増やしていきます。

②確保提供量

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		8,579	8,193	7,803	7,679	7,525
②確保提供量	7,388	6,194	6,194	6,194	6,194	6,194
一時保育事業	3,607	4,080	4,080	4,080	4,080	4,080
ファミリー・サポート・センター事業	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
トワイライトステイ	0	0	0	0	0	0
②-①		-2,385	-1,999	-1,609	-1,485	-1,331

民間委託の検討状況は？

確保提供量で補いきれないニーズについて、どのように対応していきたいか

□4年間（平成 27 年～平成 31 年）の経過（推移）と実施内容

H28 北保育園から、きたひだまり保育園へ移行。（もう一箇所、国立あゆみ保育園で実施）
9 月より、ショートステイホームおひさまにて日帰り型（トワイライトステイ）を開始する。

裏面もあります。

□その他

【国立市の現状】

○ファミリー・サポート・センター事業

○トワイライトステイ事業（ショートステイ事業の日帰り型）（H28. 9月～）

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		8,579	8,193	7,803	7,679	7,525
②確保提供量	7,388	6,220	5,931	6,985	6,773	
一時保育事業	3,607	3,663	3,340	3,318	3,471	
ファミリー・サポート・センター事業	2,114	2,557	2,568	3,514	3,121	
トワイライトステイ	0	0	23	153	181	
②－①		－2,359	－2,262	－818	－906	

【課題】

- ・ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業の認知度の向上等に伴い、利用者数が増加傾向（別紙「ファミリー・サポート・センター事業」、「ショートステイ」ヒアリングシート参照）

□次年度に向けての方向性

○R元年 8 月より、きたひだまり保育園から、国立ひまわり保育園（新設）へ移行予定。

○平成33年度以降、矢川保育園においても実施予定

子ども・子育て支援事業計画

担当課名 児童青少年課

※下記の点について、ご記入をお願いします。
不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

■本市における事業名

学童保育所

■事業の概要

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■確保方策の考え方（現計画）

4～6年生の学童保育利用者数などを把握するために就学児童のいる世帯を対象に実施したアンケート結果などをもとに、「国立市子ども総合計画審議会」において「放課後子ども総合プラン」（※1）の行動計画を策定し、本事業計画に盛り込んでいくこととします。また、行動計画（※2）を推進していくために運営委員会を設け、小学校の余裕教室を活用していくなどして、高学年を受け入れていくための学童保育所の整備やほうかごキッズ（放課後子供教室）との一体型の運営（※3）を始めとした、放課後における子どもの居場所のあり方について総合的に検討していきます。

②確保提供量

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		786	793	797	793	771
②確保提供量	485	485	485	485	485	485
②－①		-301	-308	-312	-308	-286

□4年間（平成27年～平成31年）の経過（推移）と実施内容

■平成27年度

学童保育所市内7箇所（支援の単位：12単位） 対象：市内在住の小学1～3年生

■平成28年度

高学年受入れについて、特別教室活用の方針をたてる。本町学童保育所においては、既存施設の飽和状況、隣接小学校の狭小状況等を踏まえつつ、高学年の受入れ環境整備を視野に、増築工事を実施

■平成29年度

次年度から高学年受入れを実施することに伴い、制度設計

■平成30年度

学校敷地内及び隣接地に所在する4学童保育所（本町・東・北・南学童）において、高学年の受入れを開始
本町…単独施設 東…単独施設、第三小学校内 北…単独施設、第四小学校内 南…単独施設、第七小学校内（支援の単位：19単位）

■平成31年度

児童館内に所在する3学童保育所（西・中央・矢川学童）において、高学年の受入れを開始
西…西児童館、第二小学校内、第八小学校内 中央…中央児童館、第五小学校内
矢川…矢川児童館→（9月～）第六小学校内（都営や側団地（矢川児童館）の建替えに伴い、学校内へ完全移設）（支援の単位：22単位）

□ヒアリング内容

【国立市の現状】

平成31年度時点で全学童における高学年の受入れを開始した事に伴い、確保提供量の適切化を図った。

（高学年受入れに伴う現状の値）

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者推計		786	793	797	793	771
確保提供量	486	485	485	570	705	905
入所児童数 (5/1 時点)		562	597	610	673	769

○高学年の利用は予想値（該当学年全児童の2割程度）より少ない状況

【課題】

○保育士需要の増加等に伴う、指導員の確保が難航化

○配慮の必要となる児童の増加傾向

○高学年受入れ実施に伴う、2箇所保育における課題

○保育の質に対する向上を求む声あり

○要件緩和の声あり（夏季休業期間時の利用要件の緩和、就労時間要件に通勤時間が含めてほしい等）

○延長保育を求める声あり（土曜保育の時間延長等）

“配慮の必要となる児童”とは？
また、何人ぐらい増加しているのか？

2箇所保育における課題とは？

保育の質とは？

件数としてはどれぐらいか？

□次年度に向けての方向性

- ・全学年の受入れを実施する状況における、児童の安心・安全な保育環境づくりを徹底する。
- ・高学年のための生活対応についての工夫を検討する。
- ・今後の学童保育に対する需要（共働き家庭の増加に伴う低学年の需要増や、高学年の自立に伴う需要減等）について分析・精査し、環境整備について改めて検証・検討をすすめる。

参考（ニーズ調査の自由記述意見）

- ・学童保育の充実を望みます。可能であればすべての小学校に併設して欲しいです。
- ・学童保育について、曜日によって簡単な習い事（例えば、日曜日は習字、火曜日は工作）など地域の方ともつながれるようなシステムを導入してほしいです。
- ・学童保育の条件を、もう少しゆるくして欲しいです。例えば、長期休みの時、小学生は親が仕事の場合、家で一人で過ごすことになります。普段は、下校時刻までに帰宅するので、学童の利用は必要ありません。長期休みの時だけ、仕事を休むわけにはいきません。長期休みの時のみでも良いので、早急にご配慮頂きたいです。来年の夏休みが、今からとても不安です。
- ・土曜日に仕事をしているので、学童の開所時間等が平日と違うと出勤時間を遅らせなければならなかったり、朝誰かに子供を預けてから出勤するというようなことがあるので人手等の問題もあると思うのですが、平日と同じ保育時間にすることで助かる家庭は多いのではないかな・・・と思います。

現状として可能？

「国立市子ども総合計画審議会」の今後のスケジュール

回数	日時	審議内容
第1回	令和元年 5月28日(火)	(1) 諮問 ①第2期国立市子ども・子育て支援事業計画の策定 ②国立市新・放課後子ども総合プランの策定 ③第三次国立市子ども総合計画の中間評価 (2)「子ども・子育て支援事業計画(13項目)」の各主管課による分析の報告・評価 ※各担当係長参加
第2回	令和元年 6月26日(水)	(1)「子ども・子育て支援事業計画(13項目)」の各主管課による分析の報告・評価 ※各担当係長参加
第3回	令和元年 7月〇日()	(1)「子ども・子育て支援事業計画(13項目)」の各主管課による分析の再報告 ※各担当係長参加
第4回	令和元年 8月〇日()	(1) 調査結果ニーズ量算出の説明(名豊より) (2) 国立市のニーズ量及び課題と各課分析内容との整合性の確認 ※各施策の今後(令和5年度)の方向性の確認 (3)「子ども・子育て支援事業計画(13項目)」及び「国立市新・放課後子ども総合プラン」(骨子案)
第5回	令和元 10月〇日()	(1)「子ども・子育て支援事業計画」及び「国立市新・放課後子ども総合プラン」(素案)について (2) パブコメについて(11月実施) (3)「第三次国立市子ども総合計画」中間評価の各主管課により分析の報告・評価 ※各担当係長参加
第6回	令和2年 1月〇日()	(1)「子ども・子育て支援事業計画」(案)について (2)「第三次国立市子ども総合計画」中間評価の各主管課により分析の報告・評価 ※各担当係長参加
第7回	令和2年 2月〇日()	(1)「第三次国立市子ども総合計画」中間評価(案)について
第8回	令和2年 3月〇日()	(1) 最終報告 (2) 答申